

知的財産の取り組み

カシオは、経営戦略に沿って知的財産活動を研究開発部門・事業部門と連携し、積極的に推進しており、その活動によってカシオの事業を守り、企業収益への貢献を目指しています。すなわち、カシオは技術経営力を高めるために中長期的な視点に立ち、将来の事業を展望して研究および開発を計画的に推進しています。そして、研究開発で生まれた成果物を知的財産と認識し、適正に管理活用して収益の獲得につながるよう活動しています。

知的財産活動推進の方針

カシオは、知的財産を企業の価値を評価する重要な尺度として位置付けており、知的財産活動を効果的に推進するために、以下の3項目を知的財産活動推進の方針として掲げ、全社で知的財産の有効活用を推進しています。

1. カシオを技術とともに知的財産力の強い企業とする。
 - ・知的財産力強化が可能なR & Dテーマ設定（全社推進）
 - ・事業戦略／技術戦略と連携する知財戦略を策定
 - ・有効特許の取得活動を積極的に展開
2. 知的財産収支の改善を図る。
 - ・係争、訴訟に戦略的な対応を図り、支出を最小化し、収入を最大化
 - ・戦略立案を推進し、有利な交渉をめざす。
 - ・安定収入が見込まれる次期ライセンス活動のテーマを探索
3. 特許化を意識した技術者の育成とグローバルに活躍できる知財人材の育成・拡充。
 - ・技術開発／商品開発と同時に特許化を意識した技術者育成
 - ・技術に対する特許マップを作れる技術者
 - ・知財プロ集団化するための教育トレーニング
 - ・具体事例研究による知識、ノウハウの意識的な伝承

知的財産センターの役割

独創的でそれまでにない斬新な新技術・新製品の開発は、カシオ創業以来の開発姿勢であり、その成果物である知的財産を権利化して守る事は、企業としての競争力を左右する重要なテーマです。また同時に、カシオのブランドおよびデザインを権利化して模倣品などから守る事も、企業としてのもうひとつの重要なテーマです。

知的財産センターでは、グローバルな権利化を目指し、権利化された特許権、意匠権、商標権などを活用して企業経営上の競争優位に立つ事を役割として担っています。

また、著作権、営業秘密など知的財産（権）あるいは無形財産全般について広く掌握し、第三者との間の契約締結や紛争解決も担当しています。

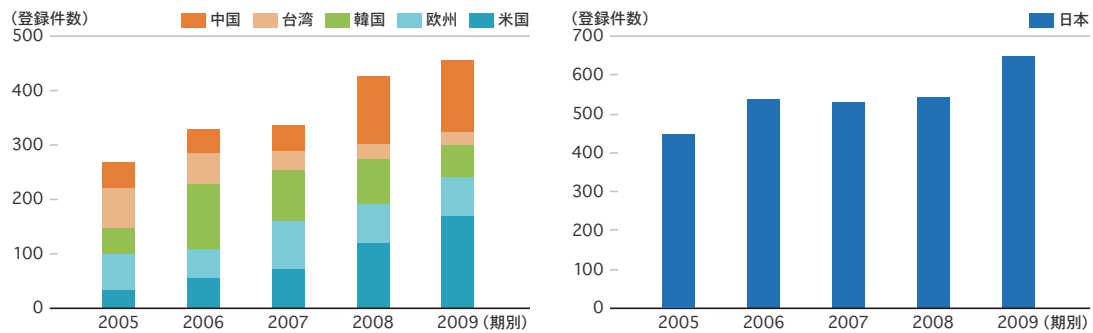
知的財産活動

カシオは、これまで蓄積した知的財産を積極的に活用し事業を守る活動を行うとともに、カシオが持続的成長をするために必要な研究・開発を継続的に行い、新たな知的財産を生み出せるように各種制度を整備しながら、さまざまな活動を行っています。

1. 特許出願・権利化活動

重点分野に対する出願・登録（選択と集中）による特許網の構築および、「質の向上」による有効特許の取得活動を積極的に推進しています。また、米国のみならず、中国、韓国、台湾などのアジア諸国におけるグローバルな特許出願・権利化活動にも取り組んでいます。

■グローバルな特許ポートフォリオ



2. 知的財産権の活用

創出された発明などを権利化するだけでなく、事業の自由度の確保（他社からの攻撃を防ぐ）や、他社に対するライセンス供与（クロスライセンス含む）による収益の確保、また、知的財産を事業参入障壁として利用し、他社の参入を排除するなど、企業経営上の競争優位に立つための活動を行っています。特にカシオの模倣品に対しては厳しく対処しており、徹底的な排除活動を行っています。

3. 特許技監制度

優れた知的財産を継続的に創出させるために 1994 年にスタートした制度です。知的財産力の強化により事業の強化発展を図る目的で、技術理解度が高く、かつリーダーシップがとれる優秀な技術者を、「特許技監」として事業部ごとに配置しました。自部門内部の立場から知的財産センターと協力して自部門の知財力強化に取り組んでいます。

具体的な活動内容は、次のようなものがあります。

1. 自他社の技術動向・開発動向の把握をベースにした特許活動計画の策定および目標管理
2. 発明の発掘・ブラッシュアップ
3. 出願の評価、事業方向に沿った権利化の方向性判断、権利維持の評価など
4. 他社の特許調査、特許回避、特許リスク管理
5. 知財を核とした新規事業の創出を図る



特許技監会議開催の様子

4. テクノパワー

「技術開発者の活性化と技術の共有化と蓄積」を目的として、1992 年にスタートした制度です。経営トップに対するエンジニアの成果発表の場や、優秀なエンジニアやデザイナーに対する表彰の場を設ける（知財成果を適正に評価し、それに対する褒賞を行う）事で、誇りとやりがいをもって新技術へ挑戦する意欲を醸成しています。



テクノパワー開催の様子

5. 発明褒賞制度

カシオは1968年より、社員の発明・創作の貢献に対する「褒賞制度」を設けており、発明・創作者のインセンティブを高める事で、社内技術者の新技術への挑戦意欲を隆盛する活力源としています。また、法律を遵守する立場から、2005年4月の改正特許法第35条（職務発明）の施行に合わせて、知的財産規程を改訂し、発明者が規程改訂に意見参加できる協議プロセス、発明者が褒賞額について異議を申し立てられる制度などの環境を整備しました。さらに、発明者の要望などを踏まえ2006年4月にも規程改訂を行いました。

6. 知的財産教育制度

カシオは、強い知的財産を獲得する意識改革のために、社員の知的財産に対する理解・関心を深める知財セミナーの開催や、Webサイト（知財Webサイト内のコンテンツ）を活用した情報発信、知的財産協会や発明協会などの外部教育機関の活用など、さまざまな知的財産教育を推進しています。

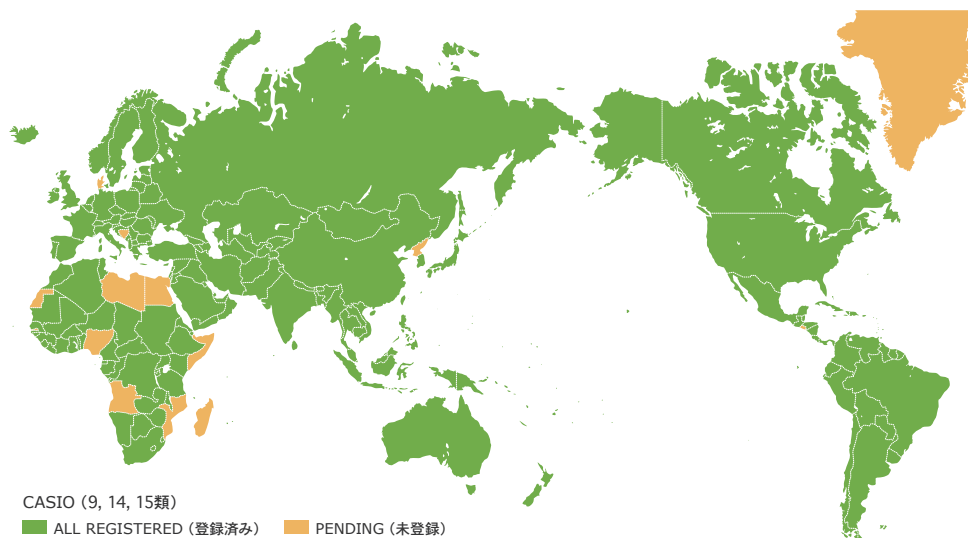
7. ブランド支援活動

「CASIO」ブランドの権利保護

カシオは、グローバルな企業活動を円滑に遂行するために、事業品目を中心にワールド187カ国・1,738件の商標権で「CASIO」ブランドを保護しています。2009年には、中国当局により馳名（著名）商標に認定されました。（詳細はトピックス欄をご参照ください）

近年、「CASIO」の著名性に便乗した紛らわしい商標の他社商標出願が、中国やインドなどの新興国を中心に激増しているため、監視・権利化阻止活動を強化しています。

■「CASIO」ブランド権利化状況

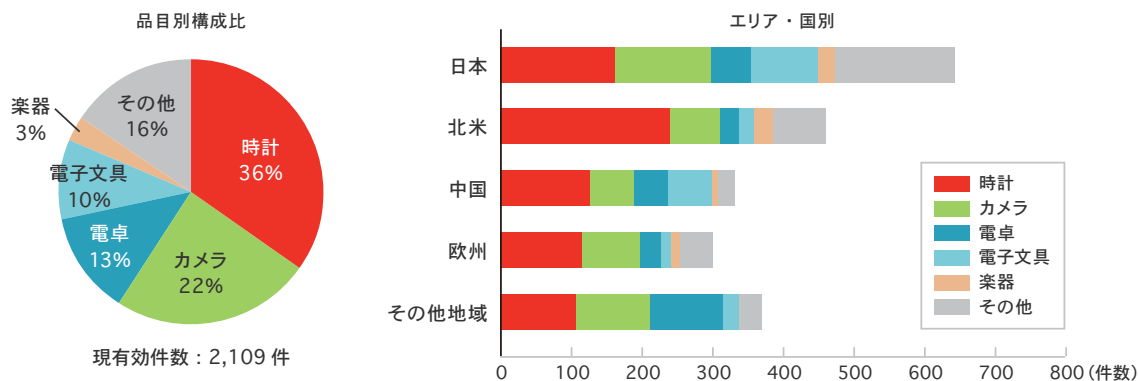


緑色の国は、事業品目の分野で登録済み、黄色の国は一部分野で審査の遅延や、商標制度がない、あるいは政情不安で出願が受け付けられないなどの国々を示しています。

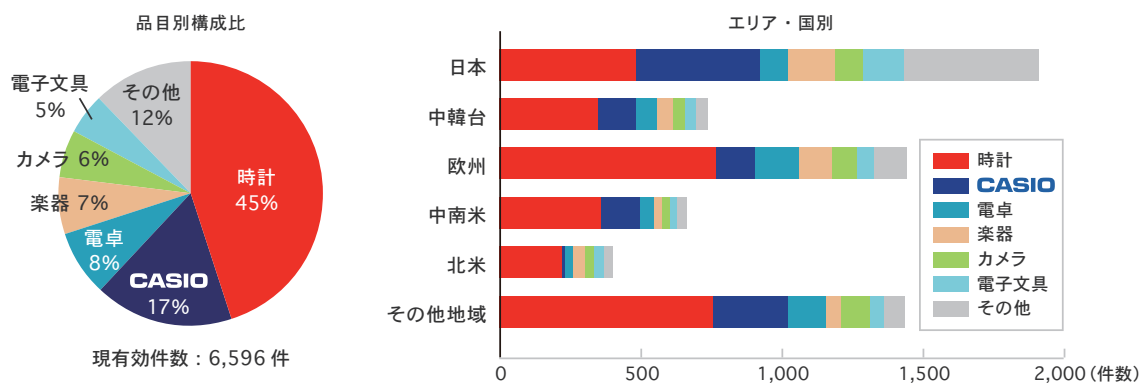
新規ネーミング、デザインのリスク回避と権利化活動

他社の意匠権や商標権の侵害リスク回避と同時に、自社の意匠権・商標権の権利強化による事業支援活動を、積極的に推進しています。

■意匠権の権利化状況



■商標権の権利化状況



模倣品排除による事業支援・消費者保護活動

時計・電卓を中心に模倣品が世界中に蔓延し、売上に大きく影響をおよぼしたため、2005 年から全社レベルで模倣品対策会議を定期的 to開催しています。模倣品対策会議では、被害状況・対策の優先・重点度を審議し、事業部・営業部の予算を投入して、中国香港やそれ以外の消費国における模倣品対策の強化に努めています。同時に、カシオ上海に模倣品対策専任を配置して、中国工場や税関での差し止めも強化しています。



2009 年 4 月 25 日、カシオが中国において著名なブランドであるとして、中国の国家機関である国家工商行政管理総局の商標局より、「馳名商標（中国語で著名商標の意）」の認定を受けました。

「馳名商標」とは、中国企業のブランド意識やブランド力向上を目的に、制定された制度です。そのため、認定される企業は中国企業が中心であり、カシオのような国外企業が認定されるのは極めて異例です。今回認定を受けた企業は全部で 368 社、そのうち国外企業はカシオを含む 11 社のみ（うち日本企業は 7 社）です。「CASIO」ブランドは、中国語では「卡西欧」としても親しまれ、中国国民に広く浸透しています。今回の国家機関からの権威ある著名商標認定は、こうしたブランド力の強さが、カシオの中国における長年の企業活動とともに認められた証といえます。